

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。今後も、効率的な業務執行及び監視体制の構築、コンプライアンスの強化、経営の透明性の確保に向けて、経営上の組織・仕組みを構築し、必要な施策を実施していく所存でございます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 補充原則1 - 2(4) 議決権の電子行使、招集通知の英訳 >

当社は、議決権の電子行使について、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案して検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討してまいります。

< 原則1 - 3 資本政策の基本的な方針 >

当社は、現状では資本政策の基本的な方針について定めておりませんが、株主価値の中長期的な向上を目指す上で、財務健全性の強化、収益力強化に向けた株主資本の効率活用及び株主還元の実施の3点について最適なバランスを総合的に検討し、持続的な成長へと繋げることを資本政策の基本と考えております。

< 原則3 - 1 情報開示の充実 >

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、創業以来「和」の精神を企業理念として掲げ、旅客自動車運送事業を中心とした運営により社会発展に貢献するという基本方針のもと、事業活動を行っております。なお、当社グループといたしましては、この方針に基づき今後の経営戦略や経営計画について、2017年3月期から3ヶ年の中期経営計画を策定し、当社ホームページにて開示しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社、有価証券報告書に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

基本報酬については、株主総会で取締役、監査役の報酬総額を決定し、社外取締役の助言を経てその範囲内で決定しております。また、株式報酬については中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式を支給する制度であり、社外取締役の助言を経て、取締役会において決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者で、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を配慮して、候補者を決定し、株主総会決議による選任の対象としております。

新任取締役の候補者は、社外取締役の助言を経て常務取締役以上で構成する常務会にて公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類に開示しておりますので、ご参照ください。

社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、今後、株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の選任理由を開示いたします。

< 補充原則3 - 1(2) IR資料等の英訳 >

IR資料等の英訳につきましては、外国人株主比率等の推移を踏まえ、引き続き検討してまいります。

< 補充原則4 - 8(1) 独立社外取締役の情報交換・認識共有 >

独立社外取締役が客観的な視点で情報交換や認識共有を図れるような会合の設置に向けて検討してまいります。

< 原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 >

当社の取締役会は、会社業務等に精通した取締役以外に、企業経営等の豊富な知識・経験等を有している社外取締役2名を選任し、多様性と適正規模を両立させる形で構成されております。また、監査役には、公認会計士として財務・会計に関する適正な知見を有する者1名を選任しております。取締役会全体の実効性についての分析・評価については、今後の検討事項とします。

< 補充原則4 - 11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価 >

取締役会全体の実効性についての分析・評価の実施、その結果の概要の開示については、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1 - 4 いわゆる政策保有株式>

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。保有株式については、年度毎に株式保有先単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直しを行い、重要性の高い銘柄については、その結果を取締役に報告した上、当該保有方針を継続的に検証することとしております。また、議決権行使につきましては、必要に応じて会社にヒヤリングを実施するなど上記の政策保有の目的に照らして、適切に対応しております。

<原則1 - 7 関連当事者間の取引>

当社は、取締役会規程で第5条(決議事項)に「2. 取締役に関する事項(5) 取締役と会社間の取引または取締役が第三者のために会社とする取引その他会社と取締役との利益相反する取引の承認」と定めており、その取引実績については関連法令に基づき適切に開示しております。また、主要株主と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、事前の承認を行っております。

<補充原則4 - 1(1) 取締役会から経営陣への委任の範囲の概要>

取締役会は、業務執行の監督と法令、定款及び取締役会規程に定める経営上の重要事項の意思決定の機能を担っております。取締役会が決定すべき事項以外の事項の意思決定及び業務執行は、執行役員で構成する経営委員会及び執行役員に委任されております。執行役員は、統括する部門における業務執行の責任を負うと共に意思決定の結果及び執行状況について取締役会に報告しております。また、業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ能率的な運営を図るため職務権限規程を定め、適切に対応しております。

<原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用>

2016年6月開催の定時株主総会において2名の社外取締役を選任しております。

なお、当社の業績、規模、会社を取り巻く環境等を総合的に勘案して3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の取締役会は、社外役員独立性基準を定め、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

「社外取締役独立性基準」

大和自動車交通株式会社(以下「当社」という)は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め社外役員(その候補者も含む。以下同様)が次の項目いずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)の出身者(注1)
 2. 当社の大株主(注2)
 3. 次のいずれかに該当する企業等業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
 4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家
 6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
 7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
 8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれか(4項及び5項を除き、重要な者(注9)に限る)に該当する者
 9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
 10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者
- 以上

注1: 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これら準じる者及び使用人(本基準において「業務執行者」と総称する)及び過去一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては非業務執行取締役を含める。

注2: 大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3: 主要な取引先とは、当社グループの販売先又仕入先であってその年間取引金額が当社の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注4: 主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5: 多額とは、当該専門家の役務提供へ関与に応じて以下定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6: 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与するものをいう。

注7: 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8: 近親者とは配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9: 重要な者とは、取締役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

<補充原則4 - 11(1) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方>

当社では、現在9名の取締役が選任されており、経営基盤のさらなる強化を図るために必要な規模として適切と考えております。取締役候補者は、人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、さらに性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を配慮して、社外取締役の助言を経て常務取締役以上で構成する常務会にて公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定され株主総会決議により選任しております。

<補充原則4 - 11(2) 取締役および監査役の兼任状況>

他の上場会社との兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書、事業報告書で毎年開示しております。

< 補充原則4 - 14(2) 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 >

当社では、必要に応じて取締役及び監査役に対して外部研修プログラムに参加させております。新任の取締役及び監査役に対しては、就任後速やかに法務・コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加させております。それに伴い生じる費用は当社にて負担しております。

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきであると認識し、株主との建設的な対話を促進するための方針を定め、対応しております。

- (1) 株主との対話全般について、代表取締役社長が統括し、営業企画部長、経理部長、総務部長が補佐します。
- (2) 総務部が主体となり、営業企画部、経理部との間で日常的な情報交換等により、株主との建設的な対話の促進に向け、有機的な連携を図ります。
- (3) 個別面談以外に電話会議や株主総会等を通じて対話の充実に取組みます。
- (4) 対話において把握された株主の意見等について、総務部長は速やかに執行役員で構成する経営委員会に報告し、さらに必要に応じて取締役会へ報告します。
- (5) 対話に際してのインサイダー情報については内部取引規則に従い、適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新倉 文明	845,000	8.04
太陽生命保険株式会社	750,000	7.14
吉田 満	632,100	6.02
第一生命ホールディングス株式会社	550,000	5.23
東都自動車株式会社	345,000	3.28
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	340,000	3.23
安田 一	300,000	2.85
株式会社リード	289,000	2.75
新倉 真由美	280,800	2.67
株式会社三井住友銀行	260,000	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

2. 資本構成【大株主の状況】におきまして、ほかに当社所有の自己株式2,021千株(19.25%)があります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大泉 光一	他の会社の出身者													
上原 弘久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大泉 光一			企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。 また当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
上原 弘久			企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。 また当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

法定に必要な報告事項等の範囲にて連携している。監査計画、監査実施報告を基本とし、定期的会合を実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
鐵 義正	公認会計士														
若槻 治彦	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鐵 義正			公認会計士として幅広い見識を有し、会社財務、法務に精通しており、当社監査体制の強化にいかしていただきたいため。 また当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
若槻 治彦			企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社監査体制の強化にいかしていただきたいため。 また当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

具体的な内容につきましては、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の[取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役(社外取締役を除く) 80百万円
監査役(社外監査役を除く) 9百万円
社外役員 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で了承された方法により決定しております。
平成28年度から導入しました業績連動型株式報酬制度は、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的としており、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて取締役(社外取締役を除く。)に当社株式を支給する制度であります。本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。
監査役報酬は、監査役会の協議により決定しております。
また、報酬額の水準につきましては、社員給与の最高額及び役員報酬の社会水準を勘案し、役員の任期につき職位ごとに決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業況・決算及び重要案件について、担当部署より資料に基づき説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

内部統制の状況

取締役会は、年12回以上開催し経営の意思決定、業務執行状況の経営・監視を行っております。

監査役会は取締役会への出席等を通じて、適法性の監査を行っております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、執行役員間において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。執行役員からなる経営委員会は毎週一度開催され、管理職が行っている従業員の統制を経営委員会において統制及び監視するとともに、各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

内部監査及び監査役監査の状況

組織構成

内部監査は代表取締役社長に指名された内部監査担当者(内部統制室1名)が行っております。

内部監査の手続き

内部監査は、内部監査規定に従い取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し業務及び財産の状況を調査しております。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。

監査役監査の手続き

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めております。また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識しております。今後も、効率的な業務執行及び監視体制の構築、コンプライアンスの強化、経営の透明性の確保に向けて、コーポレート・ガバナンスの構築を図り、必要な施策を実施していく所存でございます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めております。 また、招集通知の発送に先駆け、株式会社東京証券取引所及び当社ウェブサイトにより電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、省資源活動を実施し「グリーン経営認証」を全事業所で取得している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令順守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図っております。
- ・法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規定に基づき厳正に処分しております。
- ・法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報体制を整備しております。
- ・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応いたします。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努めております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理しております。
- ・保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とします。
- ・取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができます。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。
- ・役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
- ・職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行します。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
- ・グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。
- ・内部監査については、当社グループ各社に対して定期的を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置します。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けません。
- ・監査役は、その職務を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役会の意見を尊重します。

監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設けます。
- ・内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図ります。
- ・監査役は、その職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力します。

取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告しております。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告します。
- ・当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告します。

報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役会にその理由の開示を求めることができます。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役がその職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

その他監査役がその職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための事項

- ・監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることであり、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
- ・監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができます。

上記方針については、平成28年4月13日開催の取締役会にて決議しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努めております。

上記方針については、平成28年4月13日開催の取締役会にて決議しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

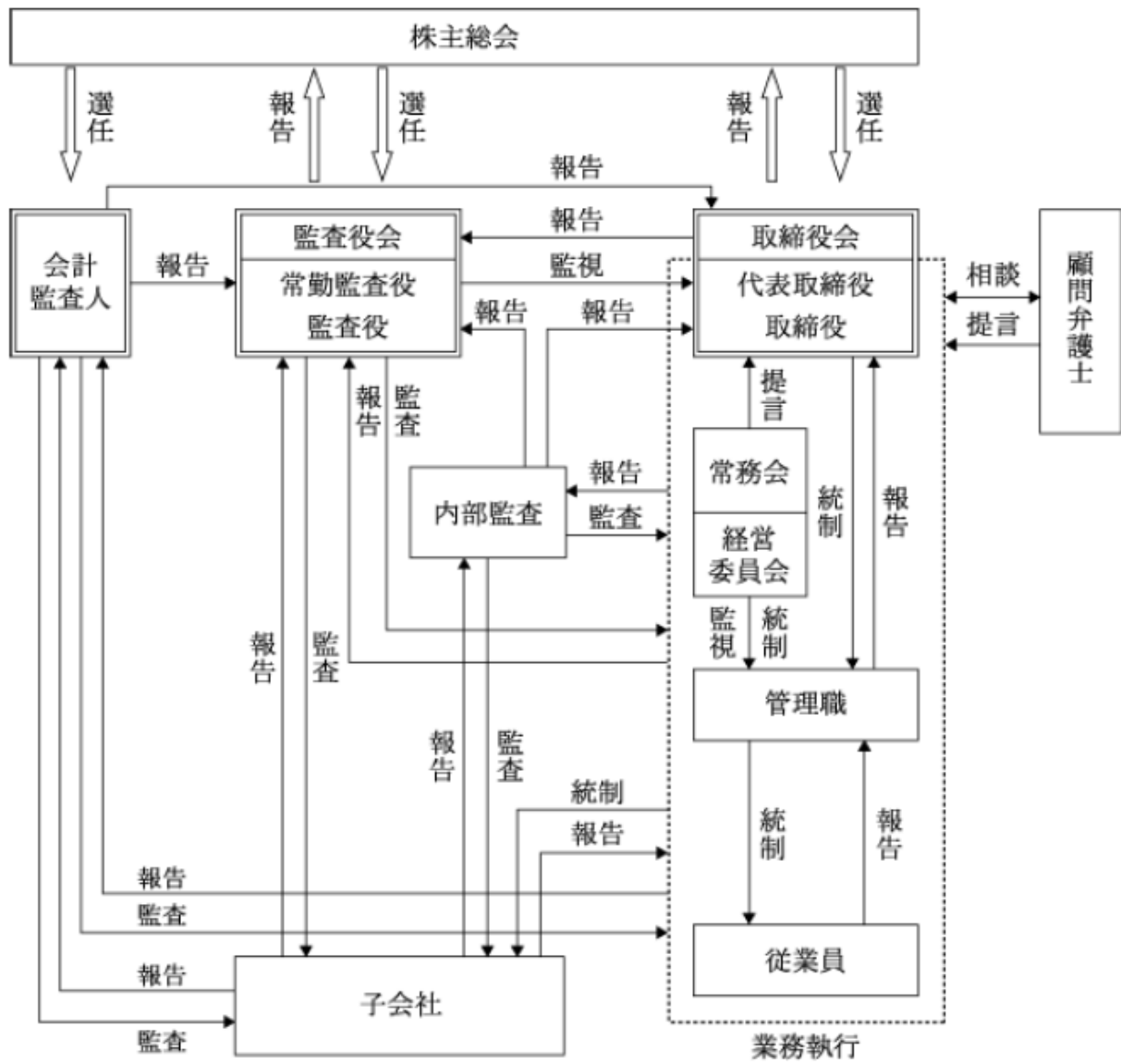
当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

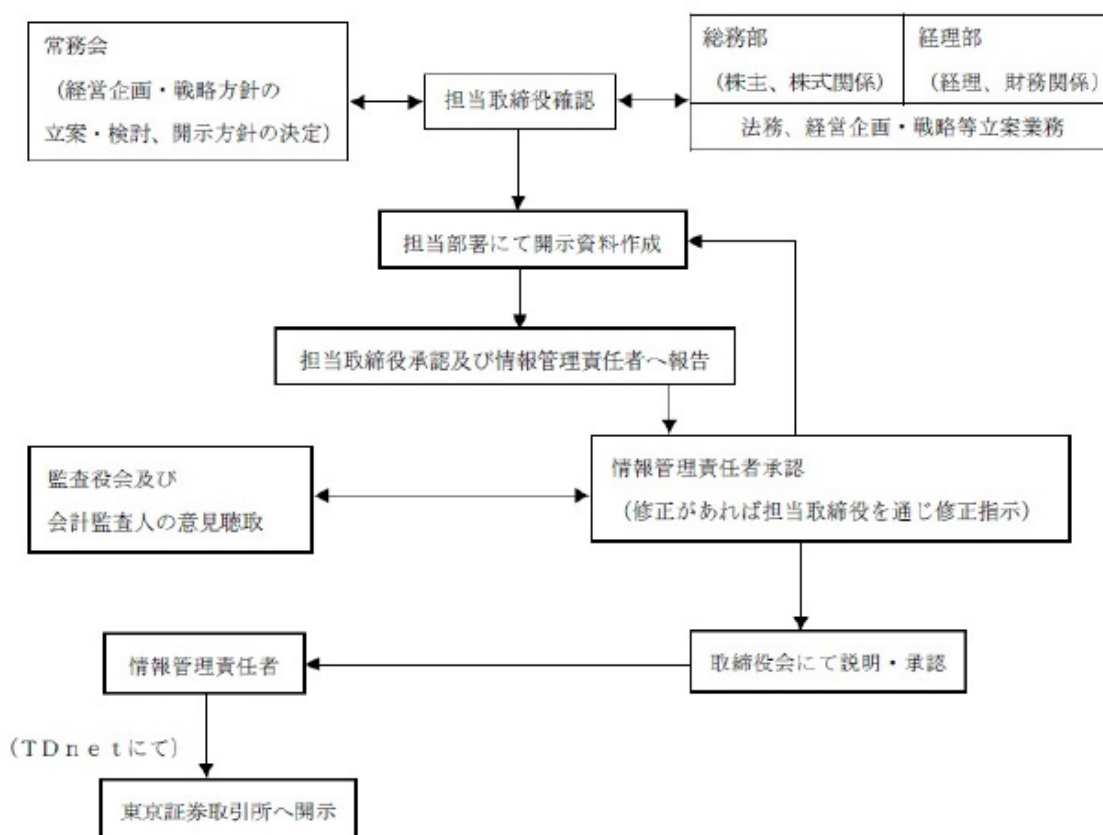
また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

<コーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制の概要についての模式図>



当社は公開会社として、株主、投資家等に対し会社情報の公正かつ適時・適切な開示を行うとともに、証券取引法、その他の法令及び東証証券取引所の規則を遵守し、別紙のとおり正確かつ迅速な適時開示に係る社内体制を整えております。

1.情報管理責任者

会社の情報管理責任者として代表取締役社長が就任しております。

2.情報の正確性の確保

開示情報について、経理・財務情報は監査役会並びに会計監査人に報告をし、株主関係等その他の情報は監査役会へ報告、意見等を受け入れ、正確性を確保することとしています。

3.開示までの手続

- (1)経理部からの財務状況・経営成績等及び総務部からの株式・株主等のほか、法務や経営企画・経営戦略等に関する事項につき、各担当の所属長が東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」及び「会社情報適時開示ガイドブック」の基準並びにその他関係法規等に照合して、開示情報に該当すると想定される場合は担当取締役に報告し、報告を受けた担当取締役は開示該当情報であるかを確認して常務会に上申しております。
- (2)役付取締役で構成する常務会は経営企画や経営戦略、役員人事等の検討のほか、各部門から上申された情報の開示方針を決定しております。
- (3)担当取締役が常務会の決定により、開示該当情報であると確認した場合、担当取締役は担当部署に開示資料の作成を指示し、作成された資料内容の的確性を確認のうえ、情報管理責任者に報告しております。
- (4)情報管理責任者は、担当取締役より報告された開示情報の内容を確認した後、該当情報を内容項目によっては監査役会及び会計監査人に報告し、意見を聴取しております。
- (5)情報管理責任者は開示情報について取締役会に報告・説明し、承認を得たのち直ちにTDnetにて開示することとしています。